

小金井市介護保険運営協議会  
(令和5年度第2回計画策定に関する専門委員会)

会議録

と き 令和5年8月29日(火)

ところ 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

小金井市介護保険運営協議会  
(令和5年度第2回計画策定に関する専門委員会)  
会議録

日 時 令和5年8月29日(火)

場 所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

出席者 <委員>

柏瀬容子	益田智史	横須賀康子
鈴木治実	佐野二郎	齋藤寛和
加藤弘子	深井園子	市川一宏
酒井利高		

<保険者>

松井介護福祉課長  
平岡高齢福祉担当課長  
西澤介護保険係長  
大西認定係長  
田村包括支援係長  
山田高齢福祉係長  
濱松介護福祉課主査

<コンサルタント>

株式会社名豊

欠席者 <委員>

山岡聡文

傍聴者 0名

議 題 (1) 第9期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画第3章及び第4章について(協議)

その他 (1) 市内有料老人ホームで発生した高齢者虐待事案について(報告)

開 会 午後1時30分

(介護保険係長)では、開会に先立ちまして、事務局より事務連絡を申し上げます。

1点目、欠席委員についてです。本日、山岡委員から欠席の御連絡を頂いておりますので御報告いたします。また、福祉保健部長の大澤ですが、本日公務のため、途中からの出席となっております。よろしくお願いいたします。

2点目、会議録の作成についてです。御面倒ではありますが、御発言の際は御自身のお名前を先におっしゃってからの御発言をお願いいたします。

3点目、本日の委員会ですが、15時頃までを予定しておりますので、円滑な御審議に御協力いただきますようお願いいたします。

事務連絡は以上となります。

それでは市川委員長、よろしくお願いいたします。

(市川会長)皆さん、今日はありがとうございます。この暑さで、私も来るのが結構大変だなと。ある意味で高齢の方たちは大丈夫なのかなと。要するに家の中へ閉じ籠もらざるを得ないとか、そういう問題がかなり顕在化してくる危険性が十分あるなど。あと1か月続くということでございますので、緊張しているところでございます。そういうような基本的な高齢の方のニーズをきちっと把握しつつ、やはり小金井の強みを生かして計画策定ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに先週の23日には、小金井、三鷹、調布、武蔵野の福祉部長それから介護保険の担当者が集まって進捗状況を話し合いました。それぞれ共通していることと、それぞれの違いもある。それはそれで小金井は小金井の違いがあるということだと思いますけれども、やはりみんな人材をどう確保するかという。ケアマネジャー、ヘルパー。そして、それとともに孤立の方に十分対応できるのかということにおいて悩んでいるようでございますので、ぜひ皆様の御意見をお伺いしながら、小金井で可能な方策をお探りいただきたいと思いますところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより、令和5年度第2回小金井市介護保険運営協議会の計画策定に関する専門委員会を開催いたします。初めに、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

本日の資料は、次第に記載しましたとおり、事前に送付させていただきました資料1の1点となっております。

資料の確認は以上となります。

(市川会長) ありがとうございます。

あと、会議録の確定でございまして、議題に入る前に前回の会議録を確定させたいと思います。第1回の委員会について既に事務局より送付されている会議録があるかと思いますが、特段の修正はなかったと。

(酒井委員) すいません、酒井です。

(市川会長) 修正ですか。

(酒井委員) そうです。

(市川会長) はい。

(酒井委員) 私自身の発言に事実誤認があったので、2か所、7ページになりますけれども、中段の下ほどに「2分の1は介護保険」と書いてありますよね。そこの欄ですね。それは「介護保険外」ですね。「外」の字を追加していただきたいと思います。それともう一点ですが、同じページの下から4行目の「横出しサービスと割増し」と書いていますが、ここは「横出しサービスと上乘せサービス」です。私自身の発言が曖昧な表現を使っていました。よろしくをお願いします。

(市川会長) よろしいでしょうか。ほかにはあるでしょうか。じゃあ、それを訂正の上、会議録として決定とさせていただきたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いしますが、よろしいですか。

(賛成者挙手)

(市川会長) じゃあ、それで確定ということになりました。

では、次第に沿って進めていきます。一括して第3章及び第4章についてを議題として説明をやりまして、その後、一つ一つにおいて事務局のものを議論していただきたいと思います。事務局、それでいいですね。じゃあ、よろしくをお願いします。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

第9期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画第3章及び第4章について御説明いたします。

初めに第3章、計画の基本理念と視点です。

1ページ、1、基本理念につきましては、国が掲げる第9期の基本指針の方向性に大きな変更がないことから、第8期と同じ内容で記載しております。

2ページ、2、視点です。前回の会議でお示しした第1章計画策定の体系と目的、第2章高齢者を取り巻く現状と課題について会議で頂いた意見を踏まえ、第8期の記述内容を整理いたしました。特に（1）地域包括ケアシステムの深化・推進は、地域包括システムの目指す状態を明記したほか、（2）地域共生社会の実現では、高齢者を取り巻く市民生活の課題について記載いたしました。（3）介護保険制度の健全な運営では、介護保険制度を持続可能なものとなるよう課題を記述いたしました。

続きまして4ページ、第4章施策の展開でございます。4ページ、1体系図につきましては、5月22日の全体会の会議でお示しした体系図素案について各委員の皆様のお意見等を踏まえ、一定整理をし、個別の事業や取組について具体的な事業内容を記載したものといたします。

おめくりいただいて5ページでございます。5ページ以降、2施策の展開では3つの基本目標、計12の基本施策により構成し、第9期の3年間の施策の方向性を記載し、計画期間の主な取組として目標1は20事業、目標2は28事業、目標3は15事業で構成しております。第8期事業計画では各事業概要につきましてはコロナ禍において先行きが不透明であり、今後の事業展開の見込みがなかなか立たなかったことから、重点取組事業及び新規事業のみの内容を記載いたしましたが、第9期では掲載した事業の全てについて概要を明示し、かつ、第9期で新たに展開する要素について記載することと致しました。重点取組事業とした事業には第9期の目標値または目指す状態を成果指標として掲げ、計画に新たに掲載する事業につきましては新規事業として整理し、記載させていただきました。

それでは基本目標1、生きがいのある充実した生活の支援でございます。3つの基本施策、20の事業を掲載してございます。重点取組事業、新規事業を中心に御説明させていただきます。

基本施策（1）健康づくり・介護予防の一体的推進です。事業番号1、さくら体操の推進は第8期に引き続き重点取組事業としております。これまでの介護保険運営協議会の会議では、さくら体操の事業効果、PDCAについて

御意見を頂きました。第9期はグループ支援や参加者評価等を通じて事業効果に留意し、参加者の介護予防や自立支援を図ります。

6ページをお開きください。事業番号2、介護予防講座・教室等の実施は新規事業です。これまでの会議では、コロナ禍でのサロンなど市民活動の一部停止の影響やオンラインでの参加について御意見を頂きました。高齢者が自分に適した方法でフレイル予防等に取り組めるよう、講座や教室を開催してまいります。

事業番号8、介護予防・日常生活支援総合事業の推進です。会議ではサービスCの評価と見直しについて御意見を頂きました。第9期ではサービスCの実施を通じて総合事業の見直しを検討いたします。

7ページを御覧ください。事業番号9、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は重点取組事業です。会議では医療データの活用について御意見を頂きました。令和6年度実施に向け準備を進めてまいります。

8ページをお開きください。基本施策(2)社会参加の促進です。会議では居場所づくりの周知の必要性について御意見を頂きました。

事業番号11、健康・スポーツ活動の支援の継続は第8期に引き続き重点取組事業としております。シニアスポーツフェスティバルの実施によるシニア世代の健康増進を図ります。

事業番号18、地域の居場所に対する支援の充実は重点取組事業としております。9ページでございます。居場所の数の増加と周知に努めてまいります。

10ページを御覧ください。基本施策(3)高齢者の就労支援です。

事業番号19、シルバー人材センターへの支援の継続は第8期に引き続き重点取組事業としております。公益目的事業費のランク格付をAランクのまま維持してまいります。

以上20の事業を基本目標1としております。

続きまして基本目標2、地域で自立して暮らし続ける仕組みづくりについて御説明いたします。

11ページを御覧ください。5つの基本施策、28の事業を記載しております。

基本施策(1)在宅生活支援の充実です。

事業番号2、生活支援に資する高齢者福祉サービスの継続は第8期に引き

続き重点取組事業としております。会議の中では、物価高騰の影響下で生活支援サービスのより一層の必要性について御意見を頂きました。第9期ではニーズの高い配食サービスの課題を整理し、事業の在り方を検討いたします。

12ページをお開きください。事業番号4、地域包括支援センターの機能強化（充実）は第8期に引き続き重点取組事業としております。第9期では事業評価結果が毎年度向上するよう、センター管理者との打合せを重ね、4つのセンター全体の機能強化を図ります。

13ページを御覧ください。事業番号7、補聴器購入費助成事業の実施、事業番号8、高齢者訪問理容・美容事業の実施は新規事業です。在宅生活支援事業も充実に努めてまいります。

事業番号11、市民ニーズを踏まえた地域密着型サービス事業所整備の実施は新規事業です。アンケート調査のうち事業所調査やケアマネジャー調査で、夜間対応型訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を求める御意見を頂きました。在宅介護における夜間の不安解消に向け努力してまいります。

14ページ、事業番号12、介護者の負担軽減の推進については次の基本施策（2）認知症施策の更なる推進でも掲載しましたが、認知症の方と家族の方に対して希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施いたします。

15ページをお開きください。基本施策（2）認知症施策の更なる推進です。会議の中では、認知症の知識や相談窓口の周知を求める意見、認知症の早期発見に向けた意見を頂きました。

事業番号13、認知症の理解促進（推進）については第8期に引き続き重点取組事業としております。各種事業により普及啓発を行うほか、認知症サポーターの養成者の増に努めます。

16ページをお開きください。事業番号17、チームオレンジの整備（実施）の新規事業です。認知症の方の支援をつなぐ仕組みを整備してまいります。

事業番号18、地域の居場所づくり（認知症カフェ等）の充実は第8期に引き続き重点取組としております。居場所づくりの充実に努めてまいります。

17ページを御覧ください。基本施策（3）在宅医療と介護の連携の推進

です。会議の中では、医療・介護の連携についてACPの在り方について御意見を頂きました。

事業番号23、在宅医療・介護連携推進に関する検討の実施は新規事業としてしています。多職種連携研修等の企画・実施等を通じて在宅医療・介護連携を推進いたします。

事業番号25、ACP（人生会議）等の普及啓発の充実は重点取組事業としてしています。市民向けにも既存の催し等を活用した普及啓発を図ります。

18ページをお開きください。基本施策（4）生活支援体制整備の推進です。会議の中では、生活支援コーディネーターの体制整備や、圏域レベルでの住民協議の場の必要性について御意見を頂きました。

事業番号26、地域課題検討の協議の充実で、圏域ごとの地域課題の抽出について検討し、協議の場を充実してまいります。また、ニーズと地域資源のマッチングやネットワーク化に努めてまいります。

19ページを御覧ください。基本施策（5）ケアラー（介護者）への支援の推進です。

事業番号28、庁内の横断的な連携体制の構築（実施）は新規事業です。ヤングケアラーや複合的な課題を抱える介護者支援のため、関係機関同士の連携強化や体制整備に努めてまいります。

以上28の事業を基本目標2としております。

続きまして基本目標3でございます。基本目標3、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと人材育成です。

20ページをお開きください。会議では、避難行動要支援者の支援の在り方や訪問系サービスの人材不足について御意見を頂きました。4つの基本施策、15の事業により構成しております。

基本施策（1）は地域づくりの推進です。地域資源を活用した地域づくりを進めてまいります。

21ページを御覧ください。基本施策（2）高齢者の見守り支援の充実です。

事業番号3、高齢者見守り支援事業の推進は第8期に引き続き重点取組事業としてしています。第9期ではICTを活用した見守り事業について検討いたします。ひと声訪問の新規利用者を開拓いたします。



22ページをお開きください。事業番号5、事業者との連携による見守りの推進は第8期に引き続き重点取組事業としています。協定事業者を増やし、見守り協定を地域性の高いものにしてまいります。

事業番号6、災害時に備えた介護サービス事業者との連携（実施）は新規事業です。令和5年4月に小金井市介護事業者連絡会との間に締結した災害時協定に基づいて、災害時に要介護者の安否確認等が円滑に行われるよう、小介連と課題を共有し、連携に必要な体制整備に努めてまいります。

23ページをお開きください。基本施策（3）権利擁護の推進です。

事業番号7、消費者被害の未然防止の継続は第8期に引き続き重点取組としています。関係機関の連携により、高齢者の消費者被害の未然防止に努めます。

事業番号10、高齢者虐待防止対策の継続は、市・地域包括支援センターで虐待対応に関する理解を深め、関係機関と連携し支援体制を整備します。市民、介護サービス事業者に対しても高齢者虐待についての啓発、虐待対応窓口の周知を図ります。

24ページをお開きください。基本施策（4）人材育成・確保の推進です。

事業番号12、介護支援ボランティアポイント事業の推進は第8期に引き続き重点取組事業としています。元気な高齢者の介護事業所でのボランティア活動を推進するよう努めます。

25ページをお開きください。事業番号13、介護職員宿舎借上支援事業の継続は重点取組事業としています。介護職員の人材確保や定着支援のほか、令和5年4月に締結した小介連との災害時協定を背景に、災害時における対応力の強化のため、市内地域密着型サービス事業所に対する支援事業の対象戸数の増に努めます。

事業番号14、介護分野への就労支援の継続は第8期に引き続き重点取組事業としています。ハローワークとの共催による就職面接会を実施するほか、都が実施する介護職員初任者研修の受講費助成を行います。また、市独自事業として介護職員初任者研修を実施し、介護人材の確保に努めます。

事業番号15、介護サービス事業者振興事業等の推進では、小金井市介護事業者連絡会のほか、市内介護支援専門員に対する研修費の補助を行うことにより支援を行います。

以上15の事業を基本目標3としています。

以上で御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(市川会長) ありがとうございます。

では、5ページの基本目標を今から始めていくか、それともその前の基本理念から始めますか。

(介護保険係長) まずは第3章のところからで。

(市川会長) 基本理念からですね。

(介護保険係長) 基本理念からになります。

(市川会長) では、基本理念と視点について御意見はあるでしょうか。よろしいですか。これもなかなかあるような感じなんです。究極、一般的にはこれでということ、じゃあ具体的に何かがあった場合にはということだと思えます。よろしいですかね。どうぞ。

(齋藤委員) 基本的には前回と同じとおっしゃっていましたっけ。

(介護福祉課長) はい、そうです。

(齋藤委員) 変わってない？

(介護福祉課長) 基本理念は第8期と同じ文言です。

(齋藤委員) 分かりました。視点のほうは今回大分変わっている、前回と比較していないんですけれども。(1)の地域包括ケアシステムの深化・推進ということで、ちょっと文章が、よく僕も人の言葉を使って書くところいう文章になるなというような文章になっているような気がするんですね。

地域包括ケアシステムって、2つ定義があるように思うんですが。3行目のところに「地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています」と。下から3行目のところにはももとの概念ですね、「医療、介護、介護予防、住まい、生活支援と社会参加が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』」という書き方をしているんですが。これは同じものと考えてよければ、この辺は整理してしまったほうがいいんじゃないかなと思って。1回だけ出てくればよいような気がします。

(市川会長) どうですか。どなたか。そのとおりでいいですか。

結局的上は、インフォーマルケアとか包括ケアを合わせた提供体制を取りますよという従来の伝統的な言い方。そして特にこの下の地域包括ケアシステムは厚労省から出てきた、四、五年前かな、地域包括ケアシステムとい

う形が出てきたものを書いているので。だからそこについてはもうちょっとそれが分かりやすく書けるように。従来の見方は上で、それを仕組みとして厚労省が出してきたのが下だと。そこら辺の使い方を整理しておいてください。

(介護福祉課長) はい。

(酒井委員) 地域包括システムの確立というのは地域共生社会の確立とつながっていくという考え方ですね。ですから、今、先生がおっしゃったように、下のほうの、より総合的な表現の地域包括システムのほうが本来的な意味なんではなかね。目指すという考え方があるので。

(市川会長) 用語の説明からいったら、最後に先生がおっしゃったように、意味が違うんじゃないっていう。でも、確かに違うから。だからそこはちょっと整理をしていただけたらということに致しましょう。だから、下なんかは、何年に厚労省から示されたとかしておけば、もうそれはそれで済むことだと思います。

いかがでしょうか、そのほかに。どうぞ。

(横須賀委員) 横須賀です。

居場所がないというふうなニーズなどがいっぱいあったので、居場所を重点取組にさせていただいたのはすごくありがたいなと思っています。それで、冊子への掲載場所が増えるということなんですけれども、その冊子というのはどこに置いてあるものなんでしょうか。

(市川会長) 今は最初のやつを。

(横須賀委員) ちょっと早いですか。

(市川会長) はい。じゃあ次に行きましょう。

(横須賀委員) 分かりました。

(市川会長) 次の時に行きますので、お待ちください。よろしいですか。

じゃあ、よろしいですね。そして施策の展開。そこでもう具体的に入りたいと思いますけれども。生きがいのある充実した生活の支援というところで何かありますでしょうか。

(酒井委員) よろしいですか。

(市川会長) どうぞ。

(酒井委員) 5ページの重点取組にさくら体操のことが記述されていますけ

れども。第8期を見ますと、第8期はこの数字の目標値の参加者数だけでも1万2,200となっていますよね。それで第9期の目標値が6,600。大幅にダウンなのはコロナの影響とかね、それは事情は分かるんですけども、それでも一方ではリーダーの養成数とか。重点目標というのは数値目標を入れるんですよね。重点目標の場合はね。

(介護福祉課長) はい。今回は入れています。

(酒井委員) ですから、どう言ったらいいのかな、継続性とか連続性等含めて、一生懸命やっていたらしゃるんだろうけれども、数字的にはね、その目標値自体が現状もそうなんだけれども、目標値自体が大幅にダウンしているという現状が実際あるわけですよね。ですから、そういうことをすっ飛ばしてさらっと書いていいものかどうかなというちょっと気もしていたものから。その辺は市側の考え方としてはどうなんですか。

(市川会長) どうぞ。

(高齢福祉担当課長) 高齢福祉担当課長です。

御指摘のとおり目標値をかなり大幅に下げているのは、そのとおりです。市としては、ほかのところにも書いておりますけれども、例えばほかの介護予防のメニューを増やすというところでは、民間の包括連携協定を活用した介護予防メニューを増やすですとか、あとは介護予防と保健事業の一体的実施で、そのポピュレーションアプローチのところでは健康課題と連動したフレイル予防を行うですとか、さくら体操以外にも、介護予防に参加していただける裾野を広げるところも一つやりながら進めていきたいとは考えております。

しかしながら、さくら体操が本市の介護予防の柱というところでは変わりはありませんので、まずはコロナ前の水準に近づけるようにこの3年間で何とか持っていきたいところでは考えているところです。ただ、数字としては現在の状況を見て目標値を立てさせていただいたところでございます。

以上です。

(酒井委員) ただね、だけど会場数なんかは増えているんですよね。実施会場数とかが増えているので、量的な意味合いでさくら体操での裾野を広げながらも、さくら体操は柱なわけだから。数値目標をちょっと高めに設定して頑張るといいますかね、会場も増えているわけだから。そういうこと自体が

難しいならばあれだけでも、もう少し高め設定でもいいかなというふう  
にね、過去の実績から見ると思うところですが。ちょっと検討していただ  
ければと思います。

(高齢福祉担当課長) はい。

(市川会長) これは明確にしなければならないのは、要するに今までや  
ったものが減った理由、コロナだから減ったところもそれを復活できない  
理由もあるわけでしょう。それをやる人がいなくなっちゃったとか。そ  
ういう事情があるならば、それは書いておかれるほうがいいですね。今  
までやったそのものに戻せない状況がやっぱりあると。しかし、その上  
で実施していきたいという思いがあれば、この会場数からいって、ちょ  
っと少ない可能性もあるから、もうちょっと増やしてもいいんじゃない  
かというようなことですね。だからこういうことで少し増加させたいと  
いうようなことを事業概要に書いて、そしてその上で可能かどうかを  
検討してみると。これに上乘せが可能かどうか。無理だったらいいのよ。

いいですか。そこを内部で今詰めてもしょうがないので。だから受  
け止めて、それを増やせるということであれば増やすし、やっぱりちょ  
っと難しいということが内部であるならばそれはそれで説明をしてくだ  
さいということです。よろしいですか。もうそれはどういう結論を取  
るかはそのちらが内部の判断で決めてください。

ということで、次はどなたかありますでしょうか。どうぞ。

(齋藤委員) 齋藤です。

6ページの4番、5番のあたりですけれども、4番の文章、「高齢者の  
健診の活用やかかりつけ医との連携等により、特定健診受診率の向上  
や、フレイル予防も視野に入れ、疾病・寝たきり等へつながる、生活  
習慣病の早期発見に努めます」って、何だかこれ、文章の意味がよく  
分からないんですけども、私。私だけでしょうか。これ、まず特定  
健診は64歳以下ですよ。高齢者ではない。その人たちの生活習慣  
病の早期発見に努めるということは、65歳以上になったときに問  
題になるからということなんですか。そこまで見据えたものな  
のでしょうか。40歳以上の集団健康診査の受診者等も対象にな  
ってくるって、高齢者に対する計画策定であったと思うんですけ  
れど、ちょっと趣旨が違うのではないかなと思いました。

それから文章的にも「受診率の向上や、フレイル予防も視野に入れ」という書き方が全く意味不明ではあります。もう少し分かりやすく書いて。フレイル予防そのものはいいんですけども。いかがでしょうか。

(市川会長) どうぞ。

(介護福祉課長) この事業は両方とも他課の事業ですので、事業概要をもう一度確認して、文言を整理したいと思います。

(齋藤委員) ほかの課の事業ということですね。

(介護福祉課長) はい、そうですね。

(齋藤委員) 保険年金課じゃない、健康課じゃない？

(介護福祉課長) 健康課と保険年金課の両方の事業を、高齢者になる前からという趣旨で書かせていただいているんだと思いますが、少し整理したいと思います。

(齋藤委員) はい、整理してください。

(市川会長) 基本は都道府県の、かつて成立した、特定40歳以上をつくって、40歳以上から議論しておかなかつたら、後期高齢になってやり始めても意味がないねという趣旨があるのかと思って、それはそういうふうに理解はしたんだけど、ちょっと文章が盛りだくさんで、そこまで入れるのと入れたいものを入れているような状態で。内容は御検討いただくということで進めてください。

(齋藤委員) 委員長にまとめていただきました。

(市川会長) いえいえ。

(齋藤委員) 整理していただければと思います。

(市川会長) ひとつよろしくお願いします。

(齋藤委員) 5番のところで感染症予防といったらCOVID-19が最初に来るのかなと思ったら、肺炎という形になっていますが、これ両方、肺炎球菌とCOVIDと両方ということなのか。やっぱり新型コロナとか入れておいたほうが良いような気がするんですが、いかがでしょうか。

(市川会長) これも向こうに確認してください。

(介護福祉課長) 分かりました。

(酒井委員) ついでだと、高齢者だけじゃないでしょう。带状疱疹の問題がね、多分言われるんじゃないかなと。

(齋藤委員) そうですね。

(酒井委員) それで、これを幅広く考えるならばね。それで小金井市も助成しているわけじゃないですか、带状疱疹に関してはね。だからそうすると、それも文言としては、コロナのこともそうだし、带状疱疹とかね、入れてきっちりやりますというふうにしておいたほうがよりいいんじゃないですかね。

(市川会長) ちょっと基本的な話なんですが、带状疱疹は感染症？

(齋藤委員) 一応感染症にはなりますが、外因性の感染症というところからきたもので。

(市川会長) 感染症の予防推進と書いてあるから、確かに課題なんだけれど。発症するかどうかの議論ではないかなと思ったので、今ちょっと付け加えました。感染症についてはコロナのというようなことは書かなくちゃしょうがないね。

(齋藤委員) あと、ワクチンは重要であるということでは同じですから。

(市川会長) はい、それは重要ですから、感染症等になったらそういうふうなことは出てくるかとは思います。

あと、どうでしょうか。7ページの高齢者の、これは成果指標で、予防の一体的実施と書いてあるけれど、これが具体的によく分からないので、少し検討してみてください。それはいいんだけど、本当に実施できているかどうかって、具体的に見せてもらわないと。ここら辺は物すごく難しいテーマなんですね。だからすんなり書きちゃったけれど、本当は結構。

(齋藤委員) 難しいですよ。

(市川会長) 難しい。

(齋藤委員) 僕もここは引っかかっていたんですけど、上のほうの文章でも、医療・介護データを分析し、具体的な健康課題を抱える高齢者に対してアウトリーチを行うと書いてあるんですけど、こういうことをやっていたことは今まで見たことがないような気がするし、医療・介護データを総合的に分析するってどういうふうにするのかなと思っておりました。

(市川会長) という質問が出たというふうに伝えてください。

(介護福祉課主査) 介護福祉課主査です。

(市川会長) はい。

(介護福祉課主査) 今の齋藤先生の御指摘で、医療・介護データの分析につ

きましては、この事業はもともと後期高齢者の広域連合が市に委託して行われている事業になっております。分析に関しましては、広域連合のほうから活用ツールでそのデータをKDBのデータから自動的に出力するようなツールが市区町村に配られておりまして、そこに小金井市のデータを入れると、おたくの健康課題はこういったものですよというものが出てくるので、そこに関しては専門的な知見が必要であるとか、そういうことは今の時点で必要なくて、そのツールから引っ張って出てきた課題に対して具体的な事業を構築していく形で、これを進めていくことになっております。

(齋藤委員) 分かりました。

(介護福祉課主査) 以上です。

(齋藤委員) それはまたどこかに書かれるわけですか。具体的なこう……。

(介護福祉課主査) 今も実際にこういうところが課題になりそうだというのは出てきているんですけども、改めて事業実施年度に再度、そのKDBのツールにかけて健康課題がそれで間違いないかという形で進める必要があるので、今の時点でこれをやりますというよりは、事業実施年度の段階で生じた健康課題に対して事業構築する流れになるのかなと思うので。若干計画に記載上は抽象的な記載の仕方になってしまうのかなと考えております。

以上です。

(齋藤委員) 分かりました。勉強になりました。

(市川会長) ただ、そういう言葉を多く持てるならば、少し頭出ししておかないと、何を言っているのか分からない。

(介護福祉課主査) そうですね。

(市川会長) そちらだけが分かっているんじゃ計画にならないから、住民とか関係者が分かるような記述にしてくださいということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

齋藤先生が納得できるような内容ならば認めたいけど、それが全然分からないまま書かれたって五里霧中。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

(柏瀬委員) ここという部分ではないのですが、全体を見させていただいて、非常にすばらしいサービスだなと思っても、出口が見えないというか、実際にこのサービスを受けられた方がどういうふうに関じ、それで次の課題が何



なのかということが吸収できるところまでいかないと、次に役立てるのに難しいんじゃないかなという感想を持ったのですが。その声を達せられるようなというのを分かりやすくしてほしいなって私は感想を持ったんですけども、いかがでしょうか。柏瀬です。

(市川会長) どうぞ。

(高齢福祉担当課長) 高齢福祉担当課長です。

御意見ありがとうございます。各事業の実施の際に、参加者にアンケート調査を取ったりですとか、そういったことはさせていただいており、また、そのアンケートを拾いながら事業改善を図っていくといったところは、小さくP D C Aは回しているといったところがございます。

計画策定の中でニーズ調査等も行っていますので、小さなP D C Aサイクルと大きなP D C Aサイクルを回すといった内容になってくるかと思います。

以上です。

(柏瀬委員) 柏瀬です。

調査しますよみたいな感じで配られてするものと、受けたときに自分が感じたことをストレートに言いたいなって、もちろんそれがない人もいると思うんですけども、ある人がすぐその場でしたいというようなときにその声を拾えるところがあればいいなと思ったんです。ありがたいなと思うんですけども。

(高齢福祉担当課長) そういったお声に関しましては、事業実施の都度、アンケート調査等も小まめに行いながら吸い上げていくといった状況になっております。

(柏瀬委員) 分かりました。その気持ちがおありなら大丈夫です。

(市川会長) そのP D C Aサイクルは取り込んでいますということをどこかに書いてあるんだっけ計画の中に。

(高齢福祉担当課長) 計画の中にP D C Aサイクルを回すという……。

(市川会長) 回しているわけね。

(高齢福祉担当課長) この中ですと、総論としては書いてはいないと思います。事業の施策の理念と視点で基本目標にぶら下がる具体的な施策の展開という形で、その施策が何なのか、その施策の目標は何かというところを体系的に書いてまとめたという大枠になっていますので、細かくP D C Aを回し

ますという書き方にはなっていないかなと思っています。

(市川会長) ある意味で実現に向けた仕組みづくりという中でP D C Aサイクルを明記している自治体もあるよね。僕が関わっているところでもね。あえてこういう形で充実を図りますと。そういう意味では、この最後の仕組みづくりのところに、要するに今までやってきたからという、こうやって調査とかはやったけれども、個別のものも、今おっしゃったようなことも今後やっていくんだということにさせていただくのもいいし。

それからあと、今、あなたがおっしゃったように、そういうことをやってこの結論が出ているということであれば、そういうようなことをどこかに、最初のほうに書くのもその理解度を高める意味があるので。書いてあるのかしら。課長はどうですか。書いている？

(介護福祉課長) 一定の事業ということではなくて、全体的にということですよ。

(市川会長) 全体的に。一つ一つやり出したら切りがないので。でも、そういうことに方針でこれが提案されていますよということが前もって書かれていれば当然説明責任は果たせるし、そしてまた、今後こういうシステムで強化を図っていきますということをおっしゃった上でなされていれば、理解者は増える。だから最初と最後の仕組みづくりはちょっと検討していただきたいですね。説明ができるでしょう、そうすると。と思います。それでよろしいですか。

(柏瀬委員) はい。

(市川会長) 一つはちょっとね、これの中に入れるのは煩雑になってしまうので。

(柏瀬委員) 分かりました。ありがとうございます。

(市川会長) きちっと今の趣旨で。

あといかがでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ2番目、ページでいくと11ページからですかね。どうでしょうか。どうぞ。

(齋藤委員) ナンバー11なんですけれども、これ2行目に「機会を与える」と書いてあるんですけれども、これ、上から目線で好きじゃないんですけれども。機会を提供するとか、機会をつくるとか、そんな形に書いたほうがよろしい

んではないかと思います。その後も啓蒙じゃなくてちゃんと啓発と使って  
いらっしゃるし、そのように同じ目線に立った言葉にしてほしいなと思いま  
した。

それからその文章自体も非常にやっぱり一つ一つの文章が長いような気が  
するんですね。一回どこかで切ってもいいような気がしますので、ちょっ  
とお考えいただければと思います。齋藤でした。

(市川会長) 御意見が出たということで、検討してほしいです。

ほかいかがですか。鈴木委員はどうですか。事業者として。

(鈴木委員) 社会参加促進に関しては特に大丈夫かと思っています。

(市川会長) よろしいですか。

(鈴木委員) はい。

(市川会長) 加藤委員、いかがですか。

(加藤委員) 今の言葉のところですかね。

(市川会長) 言葉ではなく、全体の問題でもいいですよ。

(加藤委員) 全体のところでは特に、読ませていただいて、変だとは思いま  
せませんでした。

(市川会長) いいですか。

(加藤委員) はい。

(市川会長) ほかいかがですか。地域包括支援センターの機能強化が4番目  
にあります。これはそうなんだけれど、昨日あるところに出てきたところで  
挙げられたことなんだけれど、認知度が低いってね。地域包括ケアセンター  
の認知度が、やっぱり調べてみると4割。これじゃあ、せっかくあっても機  
能強化にならないねということで。ここに書くのかどうかあれですけど、  
他市は入れた。数値を。

要するに認知度を高めると。高めなかったら利用なんかしてもらえないと  
いうことで、議論をして計画の数値を入れました。入れたというか、今度入  
れるようにします。この間その会議の打合せだったので。多分、この後打合  
せのあるところでもそのことが出てきます。やっぱり認知度が低いというの  
は、地域包括を知らない人が結構多くて、どうするというようなことを。昨  
日の夜、全部知っているという話を地域包括の、担当者に聞くと、やっぱり  
まだ認知度が低い様子というのが。だからそこを少し検討に入れておいたほ

うが説得力はあると思います。知らなかったら利用もできないですね。というように出てきたので、一応お伝えしておきます。

いかがでしょうか。

(横須賀委員) 9ページの居場所に対する支援の充実で、マップというのが今現在どういうところに置いてあるのか、そしてほかのいろんな方が見ることが可能なのかとか、ネットでスマホなんかでやっても、お年寄りの方はなかなか情報を見ることができないので、手に取って見られるような場所に置いておいていただけるといいんじゃないかなと思ってお伺いしました。

(市川会長) これは18番ですかね。

(横須賀委員) はい、そうです。

(市川会長) 9ページ。

(横須賀委員) はい。

(市川会長) 失礼しました。18番の質問が出ていますが、どういうふうな。どうぞ。

(包括支援係長) 包括支援係長です。

地域の居場所の周知ですけれども、小金井市では「シニアのための地域とつながる応援ブック」という、居場所を一覧にしたものを冊子として作成していきまして、介護福祉課の窓口、地域包括支援センター、それから市内の公共施設等に配架しております。あとは介護福祉課のほうで教室や事業、イベント等があった際に周知させていただき、なるべく多くの方に知っていただけるような取組はしているところです。

以上です。

(市川会長) いかがですか、横須賀さん。これはあんまり……。

(横須賀委員) すいません、見たことがないものですので、それでお伺いしました。お年寄りが手にぱっと取って見られるようなところに置いてあれば、ごめんなさい、病院の待合室って結構待っていらっしゃる方が多いですね。そういうところに雑誌と同じような感じで置いておいていただければ、見ることもできるのかなと思ったり、薬剤師のお薬をもらうときに待っているときに見ることができたら、ちょっと居場所を探している人にとっては一つのアドバイスのいいなと思いますので、検討してみてください。

(市川会長) ありがとうございます。要望ということで記録に残しておきま

す。

(齋藤委員) 齋藤ですけれども。

(市川会長) どうぞ。

(齋藤委員) 待合室、昔置いていたんですけれど、コロナ禍になってから、あまり触るものを置かないほうがいいということで、置かなくなっちゃったんですね。また、そろそろ置かせていただこうと思います。我々のところにも1部来るので、必ず前へ出しておくようにして、今の御意見を伺って出すようにします。

(市川会長) 齋藤先生のように意識が高いお医者さんだとやってくださるけれども、医師会の所属なさっている方々にその協力を求めるというのはどういう感じですか。

(齋藤委員) 分かりました。それは何とか周知したいと思います。

(市川会長) それについてはそのまま記載して、とにかく実際、その主体となる団体が動いてくれなかったら全く役に立たないので、そのように医師会と共同して取り扱ってくださいということを明記していただくということだと思います。ありがとうございます。

それからあと、認知症もここに入るんですよね。重点事項で認知症カフェとか等々出ているのはよく分かるんですけれども、19、やすらぎ支援というのが認知症の家族の支援。これはある意味でケアラー支援の軸となるところですね。認知症カフェのところが。つまり介護者の支援として、認知症の方を介護している方たちはやっぱり負担が大きい。その方にどうするかということになると思うんですけれども、ここで充実を図りますけれど、そもそもケアラー支援との関係というのは、つまり19は何でしたか。

(鈴木委員) ごめんなさい。ちょっと私が間違えているのか、ページが先に行ってしまった。

(市川会長) 16ページ。

(鈴木委員) 私の認識では、今、8ページ、9ページの社会参加の促進といったところの確認だったかなと認識しているんです。

(市川会長) ごめんなさい。基本目標2に移動しているんですね。

(齋藤委員) ああ、そうですか。いえ僕も。どこかなと思ったら。

(鈴木委員) すいません、失礼いたしました。そうしたら私がついていけて

ない。

(市川会長) いえいえ、ごめんなさい。1は1で終わりだということで、2に。だから今言っていたのは、私が、せっかく言ってくださったことをちゃんと確認していないで先へ行っちゃったわけですけども。今は事務局の基本目標2に移っていただいているんだよね。

(介護保険係長) はい、そのとおりです。

(市川会長) 1は終わったということで、2に移ってやってはいて。すいません、認知症のことをやっていて、そういう指摘があるとちょっと自分も不安になるんですね。ですから、そうすると、さっき挙げていったこの居場所、認知症カフェの下の19の、要するに認知症の家族支援の議論と19ページのケアラー支援のところが重なる想定も……、よろしいですか、ケアラー(介護者)支援、これは次で出てますですね。5の。それと結構重点となるのが認知症の方をケアしている家族、その支援がケアラー支援の結構大きな割合になると思っていますよ。そうすると、ここのところと19の関係はどうなるんですかということで。ここだけで集約するのか、むしろケアラー支援の中で認知症の方と、チームオレンジのところから新規事業が出ていますけれども、そことの関係。

(酒井委員) これもあれですよ、認知症の当事者、19はね。認知症の当事者に対する支援でもあるわけですよ。

(市川会長) 19はね。

(酒井委員) 19はそうです。

(市川会長) それはケアラー……。

(酒井委員) ヤングケアラーの問題とちょっとやっぱり様子が違うのかなと思うので。

(市川会長) 軽度の方に対して、認知症についての研修を受けたボランティアが自宅を訪問して見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図るとなるから。

(酒井委員) 両方あるんですよ。

(市川会長) そういうことで。だからケアラー支援のような内容じゃないかなと。そしてここに認知症高齢者家族支援活動と書いてあるから僕はケアラーの議論と認識したんですが。ここと後のケアラー支援との関係はどうなっ

ているのというところを聞きたくて申しました。いかがですか。

(市川会長) いいですね、そういうことと理解していいですね。

(酒井委員) ただ実際、ごめんなさい。研修を受けたボランティアさんって、結構自宅に、当事者の御家庭に、認知症の方がいらっしゃる御家庭に訪問して、御本人なり御家族とコミュニケーションを取るわけですよね。そういうことをボランティアとして自分から手を挙げてやる方って今どれぐらいいらっしゃるんですか。充実と書いてあるからやっていたらいいんじゃないでしょうか。なかなか大変な活動をされているなと思っていますが。

(市川会長) どうぞ。

(鈴木委員) この事業を受託させていただいているものです。

今、登録者のボランティアは十二、三人ぐらいです。ただ、逆にこれを活用している高齢者の方が少なくとも、その辺はやはり、この事業を例えばケアマネジャーであったり地域の関係する職員であったり関係者に周知するという課題は結構あるんですが。

やれるボランティアに対して、やる対象の方が少ないといったところで、では全員がフルに活躍しているかということとそうでもない現状もあるというのは。

(酒井委員) そのマッチングをされていて、でもまあ、多くはないけれども、そういうニーズはあるよということですか。

(鈴木委員) ニーズは、そうですね、大体がケアマネジャーを経由して依頼が来る。サービスを利用するほどではないけれども、高齢者の見守りであったり、傾聴に来てほしいというようなニーズですね。

(酒井委員) 傾聴ボランティア的な要素もあるわけですね。

(鈴木委員) そうですね。直接もちろん介護はできないので。基本的にはその方を見守る、お話し相手になるといったところになります。

(酒井委員) そうしたら、独り暮らしの、ちょっと認知症っぽいみたいな人たちですよね。

(鈴木委員) そうですね。

(酒井委員) そういう人たちも利用はされている？

(鈴木委員) まあ、そうですね。そういうことです。

(酒井委員) そうするとケアマネさんがあれですね。

(市川会長) ケアマネは窓口で、むしろそういうやるボランティアの研修はやっているんでしょう？

(鈴木委員) そうですね。それはやった上でのボランティアということですね。

(市川会長) その人の名前は何か新しい名前はつけていますか。ボランティア認知症サポーターだけ。

(鈴木委員) 一応、呼び方としてはやすらぎ支援員という言い方をしているのかなど。それは全く正式名称でなく、ちょっと何とも言えないですが。

(市川会長) ちょっと確認していただくと、そういう正式名称がついた研修はほかもやっているはずなんです。そして大体15人ぐらいの人が研修を受けて、そこで対応していくのが他の行政ではあって。そこはサポーターとごちゃごちゃにならないでねって。認知症サポーターと近いから、そこは明記したほうがいいですよというようなことを計画の中に入れてもらっています。そんな感じですよ。昨日の議論では、どこが担っているか分からないぐらい、いろいろこれはやっているものですから。

どうですか。そのことでしょうか？

(高齢福祉担当課長) その問題の前段で御指摘いただいたとおり、19ページのケアラーの支援のところ、16ページのやすらぎ支援の再掲で載せてもいいのかなとは思いました。

(市川会長) それ、はっきりとやっておかないと混乱しちゃうよ。ケアラー支援とやすらぎ支援の間で資源としてちゃんと明示して、それは検証して、それは一つの今回の目玉なんだというふうにもしておいたほうが。新規事業でしょうか？

(高齢福祉担当課長) はい。

(市川会長) それはやっていったほうがいいのかと思います。

よろしいですか。ちょっと書き方で理解がしにくいところがそこにあります。

(酒井委員) 今、基本目標2ですよねやっているのは。

(市川会長) そうです。

(酒井委員) じゃあ、ちょっとですね、18ページの26、地域課題検討の協議の充実がありますよね。私はこれは非常に大事な課題かなと思っていて、



よく見ると、第8期の時には重点目標に設定したんですよね。2か所整備するという目標を出していて、今回は重点目標でも何でもなくなっちゃって。多分やり方がいろいろ難しいのはあるのかもしれませんが。これをちょっと格下げしたというか、重点目標にしない理由が私はよく分からないのと。

ここにもちょっと書いてありますけれども、日常生活圏域ごとに地域の課題、いろんな課題を解決するための仕組みづくりですよね。それをその地域の住民、住民というのは個人としての市民だけではなくて、事業者とかそういう方とか、あと機関が入るわけですよね。医療機関とかのいろいろな事業所も含めて。それでもって地域の中でそういうシステム、仕組みをつくっていくという非常に大事なことで、まさに共生社会とか地域包括システムとか、そういうものともものすごい密接な関連がある取組なので。それを、確かにやり方は難しいだろうと思いますけれども、重点課題から取り下げちゃっているのはちょっと僕には腑に落ちない気持ちがあるんですけれども、いかがでしょうかね。

(市川会長) それはある意味で重点課題にしてほしいという要望ね。

(酒井委員) そうです。

(市川会長) そちらの要望が出たということがはっきりしたと思います。ですから基本は、連携は不可欠なので、今は。連携なくして対応はできないから、連携するための課題を共有化すると。そういう場がここだというふうに理解して、それを重点取組にしないという理由はないんでしょう？ どうぞ。

(高齢福祉担当課長) 高齢福祉担当課長です。

委員がおっしゃられた趣旨は大変理解しているところです。今回は地域課題の検討を経て、地域の通いの場とか地域との連携で、どうやったら生活の課題解決が地域資源で行えるかというところで検討した結果の具体の成果として、様々な居場所や地域課題をサポートする地域資源の構築ですとか、そういったところを含めてこの1-18の地域の「居場所」となってしまうと、通って集う場というだけではなくて、地域の関係機関と連携して、地域資源の掘り起こしも含めた居場所というところで1-18は掲げているんですけれども。その地域課題の検討を踏まえた上で、じゃあどうやってその課題解決を具体で動くのかというところで1-18があると考えておまして。

前回第8期では課題を検討して練る、しっかり関係機関と連携して練る場所をしっかり構築していきましょうというところでこの3年間は取り組んできたんですけれども。今回、各圏域の生活支援コーディネーターが様々な地域活動で各圏域ごとに居場所づくりにこの3年間はすごく取り組んでいただけて、地域での関係機関や市民団体がだんだん育ってきたのがこの3年間の成果だと考えております。

そこで、じゃあそれを市民が主導の居場所を立ち上げる場所につなげるですとか、そういったこの3年間の動きを具体的な結果に結びつけるところで、今回、重点取組事業を1-18のほうにさせていただいたという流れはあるところなんです。決して地域課題の検討協議の充実をちょっと外して、重点から落としてというよりは、その後の結果の流れでさらに重点取組にしたのが1-18の流れというところでさせていただきました。

(市川会長) 酒井委員、どうですか。

(酒井委員) ちょっと質問ですけれども。第8期で目標値が2じゃないですか、協議の場の設置が。これは本来だと、同じ思いだと、日常生活圏域4か所ですよ。だから4か所でまずはこれらをつくって、そういうことで機能もちゃんとしていると捉えていいんですね。

それで、それらの結果として各地域でいろんな居場所づくりのね、例えば認知症カフェを増やすのを含めて、居場所づくりが住民の手によって進んでいるよというふうに理解してよろしいわけですか。

(高齢福祉担当課長) そうですね。高齢福祉担当課長です。

現在の第8期では、お手元に計画がまとまってある方は73ページになるんですけれども、圏域レベルでの課題解決に向けた住民主体の協議の場の設置が、目標値2に対しまして今現在3に立ち上がっている状況でございます。その課題解決の場の協議の場も含めて、高齢者が集う場所、居場所づくりというところも踏まえた上で、どうやって立ち上げていくのかということも含めて、1-18の地域の居場所に対する支援の充実で組ませていただいたところが私どもの現場の思いでございます。

実際にこの課題解決に向けた主体の協議の場が立ち上がり、それで具体的に実際高齢者が集う場所を立ち上げて運営していく居場所が一つできるという、居場所の運営が住民主体で行われるところまで持っていくのが9期にな

るのかなとは考えているところなんですけれども。

(市川会長) どうですか。これ、言ってしまえば、この26、27、1-18に関しては、今みたいな説明はこのページにおいての説明としては理解できるけれど、むしろ今後、この地域課題はかなり深刻になっているから、そしてまた、僕が申し上げたようにかなり大きな課題を持っているでしょう。孤立の問題にしても問題の取組に当たるとか、そういうような問題に直結しているから、そういう現状から考えると、このページでの1-18の説明にはなるけれど、全体の生活課題とか地域課題の検討はもう一度原点として置いておいたほうが。新たなでもいいし。コロナ禍における云々の課題が深刻化していることを踏まえて、それも再度継続して重点課題にするといったほうが、まあ常識的かもね。

(酒井委員) ちょっと確認したいんですけれども。2層協議体というのは日常生活圏域に入れられていますよね。それで、ここに書かれている地域住民、介護事業所、商店会と協議し、参加者が課題解決の担い手となれるような場の設置を図りますというときに、これは2層協議体の中でそれが協議されているんですか。それとも2層協議体とは別のそういう協議の場があると理解していいんですか。

(包括支援係長) 包括支援係長です。

小金井市の場合は、各圏域にいます生活支援コーディネーターを中心に、地域の中で地域課題と思われるものがあつた場合には、そこに必要な人たち、関係者、市民の方を集めて、第2層協議体ということで地域課題の検討をしております。

ここに書かれているのは、本当に住民の方や事業所の方たちが定期的に地域課題について検討する機会を持っているその場の設置ということになると、小金井市では今のところ8期の中でそれを2か所設置目標とありましたがけれども、地域の方が自主的に定期的に地域課題について検討している場合は、市が把握しているところでは3か所ということに。

(酒井委員) それだと、一緒にやっているわけじゃないんですか、行政と。共同してやるのが普通だと思うけれども。

(包括支援係長) 市民の方が自主的にやっている中に行政も入るときもあれば、本当に地域の方が自主的にやっていて行政が入らないでやるときもある

のが現状です。

(酒井委員) そこに例えば生活支援コーディネーターも参画してやっているという話なんですか。

(包括支援係長) はい。

(酒井委員) へえ。

(市川会長) 圏域レベルの地域ケア会議を兼ねる第2層協議体では云々と書いてあるけれども、行政は配るのが必然、それはね。介護福祉士とか等々入れたりして、それから説明上は行政もほかのところも入るでしょうと。それだから共同体でしょうという議論になると僕は思うんですけども。

だからこの文章は少し整理して、重点にするのがいいのかしなくてもいいのか、重点にする必要があるんだと、今、特にね、そういう意見もあったということで、ちょっと御検討いただけない？ 今の話を聞いていると、何というか、ちょっと食い違っているところがあるから、質問と。

(酒井委員) すいません、もう一点だけ質問。

(市川会長) はい。

(酒井委員) 今言ったその3つの自主的な住民の協議会の場というのは、その住民の方々というのは、日常生活圏域というのは、何ですかね、意識されているというか、自分が何々エリアとして考えているんだよねという形で、そういうことでやっていらっしゃるんですか。

(包括支援係長) 圏域を意識して参加している方。

(酒井委員) ですから、行政が絡んだりしてやれば、これに書かれている中身をどう実現していくかというときに、住民の力があるから、そうするとこの圏域においてはこうしていきましょうとかということと一緒に協議する場として1層協議体がある、全体もある、2層協議体が各圏域ごとにあると。そことつながっているんだらうと普通思うんだけど、ちょっとそこだけは確認です。

(包括支援係長) はい。その自主的にやっているところは、基本的には皆さんの近くにお住まいの方たちが集まって自主的に。

(酒井委員) そうすると、たまたまそれは〇〇圏域にあるというだけで、その方たちがその圏域全体のことを考えているわけじゃないということですね。もっと狭いんですよ、それはね。

(包括支援係長) そうですね。もう少し小さいエリアになるんじゃないかなと思います。

(市川会長) そうすると第2層にならないんじゃない?

(齋藤委員) 僕も昔関わっていたんですけれど、1層協議体というのはそうですね、自発的にある小さな問題について周りの方が集まって、例えば1人が認知症なんだけれどもどうしようか、困っちゃったというようなときに集まって話をしましょうと。そういった課題を集めて地域包括支援センターが第2層体として地域ケア会議をきちっとやると。そういうことはたしかきちっとやられていたと思うんです。さらにそこで上がってきた課題を市レベルの地域ケア会議をやって。ただし昨年度はやらなかったですね。僕が忙しくてやらなかったのかな。そんな形にはなっております。

ですから1層協議体というのは自発的というお話は、それで非常に小さいということは確かにそのとおりだと思います。

(酒井委員) 1層は一番てっぺんです。

(包括支援係長) 1層は市レベルのもの。

(酒井委員) で、3層、先生のおっしゃっているのは。

(齋藤委員) 3層っていうやつですか。

(市川会長) 今、2層と書いているのは、多分三鷹だったら地域ケアネットが分けて、コミュニティーセンターを軸にした構成メンバーまで配して、そこで正式に運営していると。それが共助という形での2層の取組になると思いますね。そういうところは調布もそうなんだけれど。

だけどそういう意味では小金井は自主的といっても、本当に第3層のような周りの議論であれば自主的も成り立つけれども、ちょっと組織としてきちっと考えるというならば、もう少し運営は組織も明確でというようなことが必要になるかもしれないよ。そうしないとね、共助が動いていかない。そういうある程度の枠ができて、それで4つだからね。それぞれやってくださいとならないとね。ちょっと御検討ください。どうぞ。

(益田委員) すいません、益田です。遅れて来て。

(市川会長) はい。

(益田委員) この26番、地域課題検討の協議の充実ということで、私の質問したいなと思っていることなんですけれども、18ページですね。これ

は充実とうたう以上は、市がこういう話合いの場をどんどん商店会だとか地域住民とか介護事業所に呼びかけて設置していってくれるということなんですかね。

(包括支援係長) 包括支援係長です。

市もそうですし、各圏域に生活支援コーディネーターを配置しておりますので、生活支援コーディネーターが地域に出て行って地域課題を把握し、それについて地域ケア会議、第2層協議体を地域の方と積極的に行うような形になっております。

(益田委員) ということは、市というよりは2層の方々、コーディネーターの方々が地域に出て行ってマッチングとかをして、じゃあこういう話合いの場をつくりましょうよというのは、現在3つあるということなんですかね。

(包括支援係長) 先ほど言いました3つというのは、生活支援コーディネーターも入ってはいるんですけども、もっと住民の団体というかが自主的にそういう協議の場を持っているのを市が把握している数になります。

(益田委員) で、全くこれで1つ書いてあるということは、市民が勝手に今まで3つやってきてくれたんだけど、4つ目、5つ目を市が声をかけていって増やしていこうということなんですかね。

(高齢福祉担当課長) さっきの2層協議体と住民主体の協議の場はまた別の話になります。第2層協議体は各圏域ごとに1つ今もあって動いている状況になります。

(益田委員) ん? この話は、この協議の場の充実というのは何の話なんですか。2層の協議体の話?

(高齢福祉担当課長) 住民主体の協議の場……。

(益田委員) ですよ。

(高齢福祉担当課長) 協議の場の充実ですね。

(益田委員) 住民が参加できるような話合いの場を充実させますよということですよ。今の18ページの26番みたいなやつです。

(市川会長) 僕もよく分からないところで申し訳ないけれど。あなたは三鷹と調布の担当者と名刺交換したよね。

(高齢福祉担当課長) はい。

(市川会長) この間。

(高齢福祉担当課長) はい。

(市川会長) で、三鷹のタケウチさんに地域ケアネットのあれをくださいと言ってみてくれる？

(高齢福祉担当課長) はい。

(市川会長) そして調布のコバヤシさんに生活支援体制整備事業、この部分での役割はどうなんですかと、見せてくれと言ったら見せてくれるから。それとどう違うか、ちょっと今度、進める前に話させてください。ね。そうしないと概念がちょっとよく僕には理解できていないから、そういう形で進んでいくのがオーソドックスなやり方だと思うね。

(包括支援係長) 多分、さっきの調布市とかは第2層協議体という形で定期的にその場を持ってやっていると思うんですけども。

(市川会長) そうです。

(包括支援係長) 小金井の場合は第2層、生活支援コーディネーターを中心に地域の中で活動している中で、課題を把握したときにここで人を集めてその課題に対してやるというやり方なので、ほかの自治体と若干そのやり方が違います。

(市川会長) 違うね。

(包括支援係長) はい。だと思います。

(市川会長) 常設の議論がなくなると、安定的な共助ができるかどうかというようなことで。いや、もう小金井はそれでやっていくんだというならば、それで進めることもいいけれども、そこにやっぱり課題も出てくるし、分かりにくさも出てくる可能性があるから、そういうような個別の議論ではなくてどうするか、ちょっと聞かせてください。やはりね。それでやるのもやり方ですよといったら、すごくそうなると言いにくくなっちゃうところがあって、援助としては分かるけれど、仕組みとしてはどうなのというのは当然議論として出てくる。

(齋藤委員) 齋藤です。

ちょっと蒸し返すようですけど、地域包括支援センターでは年何回か地域ケア会議をやっていますよね。

(包括支援係長) はい。

(齋藤委員) そういう意味では2層のところですよ、そこは。

(包括支援係長) はい。

(齋藤委員) そこは常設といってもいいんじゃないですか。常にあるわけですから。毎年何回かやる。

(益田委員) やってないでしょう。やっていますか。

(齋藤委員) いや、やっているはずですよ。僕、地域包括ケア支援センターの会議に出ますけれども、年何回と書いてあります。地域ケア。

(介護福祉課主査) 介護福祉課主査です。

今までの経過も含めてなんですけれども、以前は、齋藤先生がおっしゃるように、委員ですとか参加者はある程度固めた形で小地域ケア会議といって、包括の圏域ごとで、三鷹であるとか調布に近いやり方で小地域ケア会議を実施していた時期もありました。ただ、行っていく中で包括支援センターの生活支援コーディネーターとかと話す中で、結局人だけが集まってきて、箱だけがあって、話し合う中身について最大公約数的な議題しか設定できなくて、結局人が集まることに主眼が置かれて、話し合いがうまくできないんだというような課題が生じたのが、コロナのちょっと前にありました。

それを含めて第1層の協議体の委員長にも相談してみて、それではそういう設定している箱だけではなくて、一度それを外して、課題ごとに参加者を募って第2層の協議体、小地域ケア会議をやってみるのも一つの手ではないですかねという助言を受けて、今はそのような形で小地域ケア会議をやって、どうかというところで評価しようと思っていたところではあるんですけれども。

この第2層の小地域ケア会議自体もやっぱりコロナの関係でなかなか対面で行うことができなくて、今この形でやってみようといった形でうまくこなせるのかどうかというところの評価もできていないのが現実的には生じている状況なのかなと考えております。

やっぱりそれでもうまくいかない、委員長の指摘のように、別の課題が、今までメンバーを固定していた協議体と別の課題が生じてきているようなことが第1層の協議体であるとかコーディネーターとの打合せの中に出てくるようであれば、やはり三鷹であるとか調布のようにメンバーを固定化して、継続的に課題を整理、検討する場も改めて設置していくような方向に持っていく必要もあるのかなと思っているんですけれども。



今、現状としては先ほど申し上げたとおり、メンバーを固定化せずに、課題に応じてメンバーを招集してやってみようというところでトライしているような状況ですので。こちらのどこかのタイミングでこの方法と以前やっていたメンバー固定化していたものと比較して、どのような変化があったかみたいなのを評価した上で、市としてどちらの方向に今後進めていくべきかというのは整理する必要があると思っております。

その中で多分、計画の中にそれを落とし込もうとしたときに、ちょっと今、皆さんのほうでちょっと理解がし難いというような印象につながってしまっているのだと思いますので、今申し上げたようなところを改めて整理した上で、計画にどう落とし込むかは事務局で検討させていただければと思います。

以上です。

(益田委員) 益田です。

ちょっとイメージが湧かないんですけど。把握している3つというのは何なんですか。既に市民が主体でやっているというのは。どういう人がやっていますみたいな。でないと、2層だ、1層だは関係ないじゃないですか。市民がどれだけ真剣にこのことを考えているかという話だったから。

(包括支援係長) 包括支援係長です。

3つ全て具体的にではないですけども、私たちが把握している自主的にやっている協議の場は、高齢者が多く集まる、多く住んでいるマンションの中で住民たちが集まって、そのマンションの高齢化に伴う問題について、定期的に包括支援センターの職員ですとか関係者にも入ってもらって協議をしているのを1つは把握しております。

(市川会長) それはいいことですよ。ただこの書き方だとね、ちょっと実態は違う。この書き方はもろに2つの市がやっているようなことの書き方だと僕はどうしても見えちゃうんですね。だからその書き方を御検討ください。分かりやすくしていただいて、それはある意味で個別ケアも入るんだよね。生活支援コーディネーターが集まって、中心になってみんなをやって、その人をどう助けたいかという、そういう具体的な議論の場。地域課題検討の協議の充実というのとちょっとレベルが違うかなと。Aさんに対する支援だよね。

(酒井委員) 今持っているのは、つまり、国が定義している中でいうと、第

3層協議体の一つの活動の仕方なんだよね。例えばどこかの団地とかね、どこかの商店会とかね。どこかの大手のマンションとか。一定の固まりがあるところで、その地域でどうやって暮らしていこうかということで、いろいろ策を考える。そういうものが幾つも集まった上に第2層協議体という地域日常生活圏域ごとにそれがつくられていて、それが全体で見ると行政ですよ、これに基づいて調和が取れた大きなまちづくりが行われてくるよという、共生社会のまちづくりをやっていくんですよというね。そこにいらっしゃる個人個人がそれを意識しているかどうかは別問題として、だと思っんですが。市側の原課の説明だと、その辺の大きな枠組みの説明がちょっと曖昧かなという気がしてね。

(市川会長) ちょっとこういう機会だから、せっかく書いたものをまとめて、それでやっていくというならそれでもいいけれど、その場合に2層の云々とかいうにはちょっと違う内容かなということかもしれないよね。個別ケアにおける共同ということはよく分かります。ちょっとそこは御検討ください。ここは大事なところだからね。よろしい？

ほかありますでしょうか。どうぞ。

(齋藤委員) 16ページの17番、チームオレンジの整備ですが。

(市川会長) 17番。

(齋藤委員) はい。チームオレンジって突然出てくる言葉なんですけど、オレンジは、オレンジプランが認知症の対策ということだからいいんでしょうけれど、この説明を読んでも全く意味が分からないんですけれど、この辺ちょっと整理していただきたいと思います。この文章は誰が読んでも分からないと思います。

あと、それから17ページの25番、ACPのところですが、これは小金井には在宅みとりを推進しているグループが非常に活発に活動しています。ですからACPの結果として在宅みとりになるわけですけれども、在宅みとりという文言もどこかに入れていただくと、やっている人たちも非常にやりがいが出てくるんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

(市川会長) そのほかいかがでしょうか。

(横須賀委員) 13ページの11です。夜間時対応へのニーズが前からすごく問題になっているのは伺っていたので、対応していただけるのはとてもいい

いことだと思うんですけども。事業所を整備したらこの夜間のニーズに対応できるようになるのでしょうか。整備するよりも、夜間のニーズに対応できることをまず最初に書くほうが大事なのではないかなと思うので、質問しました。

(市川会長) 目的を書いたらどうですかね。夜間対応についてはね。夜間対応を完全にやるというのは大変なことなんです。ですから、こういうことでやりたいというようなことを明記なさったらどうかということですね。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

訪問介護の地域密着型事業整備には国のほうでも夜間や定期巡回について推進していくという方向でございます。今回アンケート調査でも、定期巡回、随時対応型訪問介護などは事業所として市内にないことも受けまして、何とか誘致したいと思っております。

事業概要の中では2行目に「夜間のニーズにも対応できる」とさせていたいただいたんですが、このような形で載せさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(市川会長) で、いいですか、今の説明で。でも基本的に夜間対応については慎重に書いてください。

(介護福祉課長) 努力いたします。

(市川会長) はい。生活支援体制整備の推進といったときに、どうしても規定で出てくる生活支援体制整備事業のほうに頭が行っちゃうから、そことの違いも書いたらいいですよ。先ほどの質問で。仕組みに引っ張られちゃう。出されているからね。

じゃあ、よろしいでしょうか。では最後、基本目標3。いかがですか。

(酒井委員) じゃあ、ちょっと質問ということでお聞きします。21ページです。ナンバー4の避難行動要支援者支援体制の継続という形で、避難行動時の要支援者ですね。ここで「モデル地区事業の推進を通じ」というふうに、モデル地区事業って既に設定して取組をされていると解釈してよろしいですか。

(市川会長) 地域福祉課の方はいらっしゃるの？

(介護福祉課長) 今日は出席しておりません。

(市川会長) ちょっとこれに答えるのは難しいかも。

(酒井委員) 具体的にどういう。例えば避難行動時の要支援者に対する支援者を同じ近場の人たちから見つけ出してお願いするという非常に大変な作業なんですけれども、この文面からすると、そういうことを含めてやられているんですよね？ モデル地区においては。その辺の概要をもしよく分かっているらっしゃる方がいるならば、かいつまんで、こういう形で支援者を設定しているとか、そういうことを含めて。

(横須賀委員) 横須賀です。

緑町に住んでおりまして、障害者センターはすぐ近くにあります。それで町内会のほうでは何かあった場合に災害の時に手助けしようというので、町内会で何回か手助けの実施をやっているのは見聞きしております。

(酒井委員) それは障害者センターに対してということ？

(横須賀委員) そうです。

(酒井委員) ただ、それは一つのエリアの建物のことであって。

(横須賀委員) そうです。

(酒井委員) 多分ここで書かれているのは、小金井にいらっしゃる、長年いらっしゃる避難行動の難しい方、単独ではね。

(横須賀委員) ここにあるかどうか分からなければ、ちょっと察知して……。

(酒井委員) そうすると、そういうことをやるモデル地区、モデル事業をやっているらっしゃるというから、その概要を教えてほしい。

(市川会長) そこは分からない？

(高齢福祉担当課長) 高齢福祉担当課長です。

ちょっと今、市で公開しているホームページを読み上げさせていただいてもよろしいでしょうか。地域福祉課が公開しているホームページでございまして、避難行動要支援者支援事業モデル地区事業を実施していますということで、市では、避難行動要支援者に対して地域の皆さんに支援者となっただけ、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりを目指すため、モデル地区事業を実施しています。支援者と要支援者本人等で、要支援者の基本的な事項、特有の状況、かかりつけ医や緊急連絡先、留意事項など安否確認や避難支援に必要な情報を記載した個別支援プランを作成するなど、避難行動要支援者事業に関するモデル地区を募集していますということで、現在7地区の自治会、自主防災会等にモデル地区と

して御協力を頂いているということで掲載してございます。

以上です。

(酒井委員) 7地区の自治会と。

(高齢福祉担当課長) 自主防災会。

(酒井委員) 自主防災会。

(市川会長) よろしいですか。

(酒井委員) はい。

(市川会長) ほかいかがでしょうか。どうぞ。

(加藤委員) 加藤です。

今のモデル事業なのかどうか分からないですけども、私は障害のほうで、要支援者というリストに登録している方を地域の方、本当に自治会の近くの方で担当の方が決まっています、何かあったときには駆けつけて、どうですかという声をかけて、その方の安否を確認して、必要だったら支援するという。ただ、それは必要ですよと申出をして登録されないと駄目ということで、個人情報とかがあってなかなか進んでいないという話も聞いたりします。

その方は医療ケアもあるので、しっかり個別の支援計画も立てて、何年かに1回、個別の支援計画を見直している。それが今言っているものに該当するかは分かりませんが、必要な方にしっかりした計画があって、本当に近隣の方が一番に駆けつけてくださる。その駆けつける方も決まっているというシステムを小金井市内で行っております。

(酒井委員) そういう形が全市域に実現できればそれはすごく素晴らしいことだと思いますし、都市型の社会でなかなかそれをやるのは非常に困難じゃないですか。隣人関係が非常に手薄で、情報提供するわけだから、個人のね。それは大変。それをきちっと支える方たちがそういうことをやるというのは結構すごいことだと思うんですけども。それでモデル地区が今どれぐらい進んだかなって、聞いたんですけどもね。

(加藤委員) 実際に登録をしてしばらくしたときに、大雨か何かのときに来ていただいてうれしかった、安心しましたという感想を頂きました。

(市川会長) よろしいですか。ほかありますでしょうか。これ、一気に出てきたからね。いろんな課題とか、どういう質問が出たかというふうに思います。

今後の予定はどうなるのでしたっけ。

(介護保険係長) 今後10月に全体会を開く日程で、残り5章、6章がございまして、その後、パブリックコメント、それから市民説明会を実施していく流れになっております。

(市川会長) ありがとうございます。ケアマネの支援はこの後出てくるんですね。人材として。それともここに出ている内容になるのでしょうか。人材確保。もう、これに出ている感じ? ケアマネや、要するにケアをする方、在宅ケアなんですけれども。かなり緊急課題なんだけれども。この間、そちらにお示しした。介護福祉課長、どうですか。

(介護福祉課長) 今後お示しする第5章は介護保険事業の推進という内容になりますので、ケアマネ支援は人材確保を含めて第3章の中で提示させていただいたところでございます。

(市川会長) 第3章?

(介護福祉課長) 基本目標の3ですね。

(市川会長) 介護保険に特化した。ごめんなさい、基本目標の3に入る?

(介護福祉課長) 3の基本施策(4)、最後のページです。

(市川会長) 人材育成・確保ですね。ここはかなり重点事項になりますので、ケアマネの確保やケアマネの支援ということと組織。あるところはケアマネ自体の業務をスリム化しているような、少しいろんな簡素化とかできるような、もしくは業務を分担してケアマネは直接これをやると。あとの支援業務は違う方がやるようなバックアップをしようということとか。

あと、地域包括支援センターのケアマネ、そこがどうしても頑張ってくださいるけれど、結構辞めちゃう。もう大変な作業なので。それをどうやって減らしていこうとか、かなり具体的な議論を今しているところです。そうしないと見えないからね、その人たちの負担増が。そういう形でいくし、またあるところは、ここもやっていっちゃうだろうけれども、資格を取得するそのバックアップをどうするかとか。というようなことも出てきているし、ケアラー支援というか、実際やっていっちゃうヘルパーさんとか、それをどう確保するかということも結構いろんな取組がなされているので、それはちょっと聞かせてください。

そうしないと、この3年間で大きく減っちゃうと。10期って目も当てら

れなくなっちゃうから、少なくとも9期ではここをやって10期につなげるという議論をしようねということでやっていただいて、苦勞しているところですか、回答は。

(介護福祉課長)ご指摘ありがとうございます。今少しヒントを頂いたので、今後できることについてもう一回整理してみたいと思います。

(市川会長)近隣の市の資料は渡してあったですよ、この間。それぞれね。あそこをちょっと皆さんに見せてあげて。

そろそろ終わりたいと思いますが、まだおっしゃっていらっしゃらない深井委員はいかがですか、これについては。

(深井委員)そうですね、その辺り、ちょっと1回目が欠席だったところで2回目で、やっと、何というか、様子がかめてきたかなというところで。特に内容自体には何も私は意見がありませんので大丈夫です。ありがとうございます。

(市川会長)ありがとうございます。佐野委員はいかがですか。

(佐野委員)佐野です。

私も介護サービス提供の事業者なので、人材の確保というところではすごく困ってはいるんですけども、この間も事業者連絡会の訪問部会のほうと初任者研修の継続というところで話し合いを設けていただいたりとか、今後も協力して市内の介護従事者を増やしていけたらいいなと思っていますので、次の目標に向かって取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほど会長からお話が出ましたけれども、やっぱり市内のケアマネジャーさんもかなり減ってきているという話は聞いていますので、そちらのほうも併せて事業者連絡会とか市内の事業者と一体となって介護従事者を増やしていけたらいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

(市川会長)やっぱりケアマネジャーの高齢化ということも出てきていますか？

(佐野委員)はい。

(市川会長)はっきりありますよね。それから人材は減ってきている、辞めちゃうケースもあるとか。それがもう目の前にあるテーマですから、それを何とかしてやっていかないと、そもそも介護保険の根幹が潰れますので、そこはぜひ考えてみたらいかかかなと思います。

(益田委員) 最後にいいですか。

(市川会長) どうぞ。

(益田委員) すいません。戻っちゃうかな。22ページの5番、重点取組事業のところなんですけれども、事業者との連携による見守りの推進が、これは委員長が言うような小金井らしさだと僕は思うんですけれども。何ていうんですかね、これは結構始めて何年かたっているとは思いますが、新規に締結する事業者さんなんかの意識が新しくいいかなと思うんですけれども、古いところなんていうのは結構形骸化しちゃっているおそれがあるんじゃないかなという心配が僕はあって。

どんどん輪を広げましょうというのはいいんですけれど、過去に結んだところなんかも、どこかのタイミングで再度研修するなり何かやるような仕組みも必要になってくるんじゃないかなと思っていて。これは事業者数も目標は80なんていっているぐらいですから、その中で職場で人が替わったりとかそういうこともいろいろあるでしょうから、もう一度。前、何かありましたよね、集まってみんなでもう一回勉強しましょうみたいなことをやっていたので。コロナも落ち着いてきたことだし、またそういったものも、その内容をよりよくしていくみたいな。見守りの地域を広げていくのも大事なんですけれども、やっている人たちをもっとよくするみたいな活動も大事になってくるんじゃないかなと思って、付け加えさせてください。

(市川会長) よろしくお願いします。

幾つかここにありますけれども、やっぱり小金井は小金井らしくやればいいと。合わせる必要はないですけれど、全部一緒ということはないですけれど、しかし漏れないように、基本的な点。概念が曖昧だとかいうのではなくて、きちっと対応していくように最後取りまとめたいと思います。少し率直に担当者と話したんです。その中で、内容とかそこを精査したいと思います。いいですか。

はい。もう終わるような時間で。すいません。じゃあ、以上で……。

(横須賀委員) あと、報告が残っていますけれど。

(市川会長) え？

(横須賀委員) 今日の、虐待の話。

(市川会長) ああ、虐待。どうぞ。すいません、そうですね、おっしゃると



おり。

(介護福祉課長) それでは3番、その他、市内有料老人ホームで発生した高齢者虐待事案について御報告させていただきます。

8月3日に小金井警察が報道機関に発表しましたことから、マスコミで既に報道されて事案としては一定御承知のことと思いますが、概要についてお話しさせていただきます。

小金井警察が発表した内容の範囲で御説明させていただきます。刑事事件となっておりますので、御了承ください。事案の概要は、令和5年7月20日、木曜日に小金井市内に所在する高齢者介護施設有料老人ホームに入居していた90歳代の女性に対して、当該施設の職員である被疑者がベッドに投げつけ、腕などをつかみ、ひねるなどの行為をしたものです。

市としては被害者家族と施設の両方から虐待の通報を受け、東京都に連絡の上、7月24日、月曜日に当該施設に立入調査を行っております。8月4日、金曜日にケース会議を実施し、当該事案の調査結果を8月7日に東京都及び当該施設に対して通知しております。その後、東京都で立入調査が行われたと伺っております。

また、事案を受けまして、市内全介護サービス事業者に対して、事案発生に係り、高齢者の権利保護、高齢者虐待防止の研修等の実施の必要性について改めて周知させていただきました。

御報告は以上でございます。

(市川会長) ありがとうございます。御質問はあるでしょうか。

ちょっとお聞きして、迅速に市は対応したということは一定の評価があると私自身は思っていますが。しかし、この起こった理由というか、そこら辺は課長は何か把握している？ なぜこういうことが起こるんですか。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

施設側にも、また私ども、警察とも情報共有をさせていただいておりますが、動機としては日頃のストレスというふうに被疑者は言っているとは聞いております。

(市川会長) ストレスがあるという理由は？

(介護福祉課長) これから都の立入調査の結果とかが出るのですが、なかなか市として公式の場で発言はしにくいのですが、施設側の人事体制の問題があっ

たのかなかったのか、高齢者虐待の取組がきちんとなされていたのかどうか、そこら辺の実態としてはヒアリングをさせていただいております。施設側の課題などがあれば、施設側に対しても一定の指導がなされると思いますし、当該被疑者個人の問題もあったのかと思います。現時点ではそのようにお答えさせていただきます。

(市川会長) 今、じゃあ、訴追されて係争中？

(介護福祉課長) 刑事事件になっていますので、そちらはそちらで進行していくと思います。それとはまた別に、私どもは高齢者施設に対して立入調査をし、その後東京都の立入調査も行われています。東京都の調査結果はまだ出ておりません。

(市川会長) よろしいですか。何か御意見はありますか。基本はこのようなことが再び起こらないためにどうするかということで、要するに、多くが内部の組織としてきちっと人事評価とかもしくはそのバックアップがなされていないようなホームのところだったり、それからマニュアルがはっきりしてなくて、要するにこういう時はこうやらないとか、いろんな研修が徹底していないとか、人材養成の仕組みが全然できていないとか、いろんな要素が今まで絡んでいると思いますので、よく見ていただきたいのと、防止するにはどうするかということをお検討いただければと思います。あつてはならないのでね。

それから、すごいストレスがあるというのも事実で、否定できないことなので、そこをどうよけられるかという話だと思います。それはまた相談したいと思います。厚労省も高齢者虐待担当の専門が所在しますから、もしも必要になった場合はそこから情報を仕入れたらいいと思います。

(介護福祉課長) ありがとうございます。

(市川会長) ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これでいいですかね。次回の日程。

(介護保険係長) 次回の開催日程ですが、10月26日の木曜日に全体会を予定しております。また、年が明けて1月15日の月曜日には次の計画策定委員会を予定しております。通知につきましては改めて発送させていただきますので、確認をお願いいたします。

以上となります。

(市川会長) ありがとうございます。

ちょうど2時間になりまして、御苦労さまでございます。暑い気候が待っておりますので、どうぞくれぐれも気をつけてください。

本当に今日はどうもありがとうございました。

閉 会 午後3時30分